

# チコ労務管理事務所通信

## 厚生労働省が公表した 「外国人の活用好事例集」の概要

### ◆約 50 社を実態調査

厚生労働省は今年 4 月、外国人労働者の活用事例に関する実態把握の調査結果から、「外国人の活用好事例集 ～外国人と上手く協働していくために～」を公表しました。

外国人を雇用している企業約 50 社を対象としたヒアリング調査をもとに有識者で構成された研究会で結果の分析を行い、好事例となる取組内容を取りまとめたものです。

これによると、「外国人と上手に協働していくための 3 つの要諦」として、以下の点が挙げられています。

(1) 外国人にとっても魅力的な就労環境を整備し、自社が求める人物像を事前にはっきりとさせたいことで、効果的な募集・採用経路を選択する。

…日本で就労する外国人は、「評価システムが不透明であること」や「昇進が遅いこと」に不満を感じているため、優秀な外国人を確保するためには、「職務内容の明確化」と「公正な能力評価・処遇の実現」など、外国人にとっても魅力的な就労環境を整備していくことが求められる。これにより、ミスマッチによる早期離職等の防止や、入社後の外国人社員の定着にも資することが期待できる。

(2) 「言語」「能力開発」「メンタルサポート」「安全衛生」「宗教・文化」などについて、ボーダレスな職場環境を目指す

…外国人社員の日本語能力を向上させることで、日本人社員との円滑なコミュニケーションが促進され、生産性の向上につながっていくことが期待できる一方、職場の円滑なコミュニケーションを促進すれば、外国人社員の日本語能力の向上だけではなく、自社の日本人社員の語学力の向上にもつながる。

(3) 外国人社員が生活者として自立できるよう積極的にサポートする



…日本で新たな生活を開始する外国人社員には、行政手続、住居手続、銀行口座の開設手続などは難しく、不安や負担を感じる手続きが多い。このため、居住地にある病院やスーパー等、生活していくために必要な施設等については事前に紹介したり、手続き等に当たって日本人社員が同行したりする等、外国人が生活者として自立できるまで、積極的にサポートすることが求められる。

### ◆外国人の雇用管理の改善の参考に

冊子ではこれらを踏まえて、「募集・採用」「配属・評価」「職場環境の整備」「教育・育成」「生活支援等」などについてのポイントがまとめられており、好事例とされる企業の事例が掲載されています。

厚生労働省では、業種や企業規模にかかわらず、これから外国人の雇用を検討する企業や、雇用している外国人の雇用管理の改善を検討している企業などに参考にしてもらいたいとしています。

## テレワークの普及と 「テレワーク・デイ」の実施

◆テレワーク制度が「ある」企業は約 1 割

## 「年金受給開始年齢の引上げ」「定年延長」…自民党提言案の概要

国も導入を推進しながら、なかなか普及しないと言われてきたテレワーク（ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方）。

連合総研（公益財団法人 連合総合生活開発研究所）が実施した「勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査」（全国の民間企業に勤める男女 2,000 人を対象にインターネットを通じて実施）によると、自宅などオフィス以外で働く「テレワーク」の制度が勤務先に「ある」と回答した従業員は 9.7%だったそうです。

従業員 1,000 人以上の企業では 19.1%が「ある」と答えたのに対し、99 人以下では 5.0%にとどまっています。企業規模による差が出る結果となっています。

### ◆「テレワークで働きたいと思わない」も約 3 割

また、今後在宅勤務型テレワークで働きたい（働き続けたい）かについては、「わからない」と回答した割合が最も多く 42.4%、「働きたい（働き続けたい）」と思うのが 27.4%、「働きたい（働き続けたい）と思わない」が 30.3%となっています。

同調査では、「現在テレワークで働いている」という人の割合が約 1%という結果も出ており、テレワーク制度自体がまだまだ広く具体的に認識されていない現状も読み取れます。

### ◆国が「テレワーク・デイ」を実施予定

このような状況の中、ここ最近では政府が提唱する「働き方改革」の流れで、テレワークの普及が一層叫ばれているところです。

厚生労働省では、各省庁や東京都、経済団体などと連携し、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、テレワークを活用した働き方改革の運動を展開するとして、その一環として、2017 年は東京大会の開会日となる 7 月 24 日を「テレワーク・デイ」と位置付け、多くの企業や団体に一斉実施を呼び掛けています。

### ◆今後も導入推進は活発に

政府は、「2020 年には週 1 日以上在宅勤務する人の割合を 10%以上」とする目標を掲げています。

以前はセキュリティやコミュニケーションの問題、労務管理、コスト面等の問題から導入に躊躇する企業も多かったところ、最近では、これら懸念事項を解消するツールが様々な団体・企業によって用意されており、以前より導入が比較的容易になりつつあると言われています。

今後は中小企業でも導入が期待されていくことでしょう。

### ◆年金の受給開始が 70 歳以降でも可能に？

自民党は政府に対する提言をまとめ、公的年金を、70 歳を過ぎても受け取れるような選択が可能な制度を導入することを盛り込むことがわかりました。現在の受給開始年齢は原則 65 歳ですが、60 歳から 70 歳までの間で受給開始時期を選ぶことができ、繰り上げれば減額、繰り下げれば増額となる仕組みとなっています。

今回の提言では、希望すれば 70 歳を過ぎてからの受給開始が可能になり、そのぶん年金額が増額になる制度を導入し、高齢者が働ける環境の整備や年金財政の安定を目指すとしています。

### ◆65 歳までは「完全現役世代」

また、上記の提言では、2025 年度までに公務員の定年年齢を 65 歳までに延ばすことを求め、65 歳までを「完全現役世代」、70 歳までを「ほぼ現役世代」として働ける社会を推進するとしています。

60 歳の定年後に再雇用される仕組みではなく、新たな職域としてそれまでの経験や知識を活かした仕事や社会活動などを求めるとしています。

これらの提言は、政府が今年 6 月頃に決定する予定の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）などに反映される予定です。

### ◆「高齢者」の定義が変わる？

日本老年学会などは今年 1 月、現在 65 歳以上と定められている「高齢者」の定義を 75 歳以上に引き上げ、前期高齢者とされている 65～74 歳は「准高齢者」と区分すべきとする提言と発表しました。これは、同学会が 10 年前に比べ現在の 65 歳以上の人の知的・身体能力は 5～10 歳は若返っていると判断したことによるものです。

近い将来、65 歳を過ぎても現役で働く「准高齢者」が増えることで、彼らが社会保障を「支える側」に回り、活躍する日も近いかもしれません。

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは…  
チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢 4-19-3  
電話：03-3625-2927 FAX：03-6751-8185  
e-mail：info@chiko-jimusho.com